

若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務  
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 プロポーザル方式(随意契約に係る業務の実施に関する提案を求め、その専門性、企画力等を総合的に判断し、受託候補者を決定する方式をいう。次条第2号において同じ。)により若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案書等の審査ならびに評価および順位の決定
- (2) プロポーザル方式による提案事業者(以下「事業者」という。)の選定

(委員等)

第3条 委員会に、前条の事項を審議する委員を置く。

2 委員は、別紙に掲げる者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務を受託する事業者が決定される日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を把握し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、非公開とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、若狭町観光商工課内に置く。

(中立の保持)

第8条 委員は、特定の者の利益または不利益となる行為をしてはならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年6月9日から施行する。

(別紙)

役職名	職名・所属
委員長	若狭町観光商工課長
副委員長	若狭町観光商工課長補佐
委員	地域活性化企業人（日本航空社員）
委員	（一社）若狭三方五湖観光協会 事務局長
委員	（一社）若狭湾観光連盟